

平成 21 年度

財政援助団体監査報告書

社会福祉法人 桜友会 狛江子どもの家

児童青少年部 児童青少年課

狛江市監査委員

平成 21 年度財政援助団体監査結果報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査

第 2 監査の対象

団 体 社会福祉法人 桜友会 狛江子どもの家
所 管 課 児童青少年部 児童青少年課

第 3 監査の範囲

平成 20 年度及び平成 21 年 4 月 1 日から平成 21 年 8 月 31 日までの事務事業の執行状況

第 4 監査の主眼及び方法

財政援助団体及び所管課における補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、次の事項を主眼とし、提出資料、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取して監査を実施した。

1 所管課

- (1) 補助金の目的、基準は規則等により明確に定められているか。
- (2) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- (3) 補助金の額の算定、交付手続及び交付時期等は適正か。
- (4) 補助金の効果、執行状況については実績報告書でなされているか、また、その審査は適正か。
- (5) 補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか。

2 財政援助団体

- (1) 補助事業は、目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか。
- (2) 補助金に係る収支の会計処理は適正に行われているか。
- (3) 補助金に係る出納関係帳票の整理、記帳は適正に行われているか、また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。
- (4) 実績報告書と決算に係る計算書類の金額等は符合しているか。

第 5 監査の期間

平成 21 年 10 月 1 日から平成 21 年 12 月 25 日

[監査の実施日 : 平成 21 年 10 月 29 日]

第6 団体の概要

1 名称 社会福祉法人 桜友会 狛江子どもの家

2 設立 昭和61年4月

3 所在地 狛江市和泉本町一丁目36番4号

4 目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とする。

5 事業内容

(ア) 社会福祉法第2条の規定による第二種社会福祉事業
保育所の経営

6 役員

(ア) 理事 6人

(イ) 監事 2人

7 職員配置

園長 1名、副園長 1名、主任栄養士 1名、主任保育士 1名、
副主任保育士 2名、保育士 8名、看護師 1名、調理員 2名、
嘱託医師 1名、嘱託歯科医師 1名

8 児童定員 45名

9 市との関係

市は、児童の健全な発育に資することを目的として、狛江子どもの家に対し、保育所運営に要する経費及び在籍児童の処遇改善と保育所の運営の充実を図るために要する経費の補助を行う。

10 補助金の状況

補助金の交付状況は以下のとおりである

平成20年度

(単位:円)

対象事業名	対象事業費	平成20年度交付確定額
国運営費	72,303,930	72,303,930
旧都基準	36,586,100	36,586,100
市費運営費	4,837,620	4,837,620
計	113,727,650	113,727,650

交付申請年月日 平成20年4月1日、交付確定年月日 平成21年4月30日

平成 21 年度

(単位:円)

対象事業名	対象事業費	平成 21 年度交付決定額
国 運 営 費	72,196,860	72,196,860
旧 都 基 準	43,696,480	43,696,480
市 費 運 営 費	4,875,260	4,875,260
計	120,768,600	120,768,600

交付申請年月日 平成 21 年 4 月 6 日、交付決定年月日 平成 21 年 4 月 8 日

平成 20・21 年度国運営費・旧都基準・市費運営費支出状況

(単位:円)

	平成 20 年度		平成 21 年度	
	支出日	金額	支出日	金額
4 月分	平成 20 年 4 月 18 日	9,331,780	平成 21 年 4 月 20 日	9,388,530
5 月分	平成 20 年 5 月 19 日	9,331,780	平成 21 年 5 月 20 日	9,388,530
6 月分	平成 20 年 6 月 19 日	9,571,920	平成 21 年 6 月 19 日	9,844,630
7 月分	平成 20 年 7 月 18 日	9,096,780	平成 21 年 7 月 17 日	9,388,530
8 月分	平成 20 年 8 月 19 日	9,374,470	平成 21 年 8 月 25 日	9,388,530
9 月分	平成 20 年 9 月 19 日	9,388,530		
10 月分	平成 20 年 10 月 17 日	9,397,460		
11 月分	平成 20 年 11 月 18 日	9,407,460		
12 月分	平成 20 年 12 月 18 日	9,878,940		
1 月分	平成 21 年 1 月 19 日	9,407,460		
2 月分	平成 21 年 2 月 19 日	9,407,460		
3 月分	平成 21 年 3 月 19 日	9,407,460		
入所児童処遇 特別加算費(国運営費)	平成 21 年 4 月 17 日	726,150		
合 計		113,727,650		47,398,750

第7 監査の結果

社会福祉法人 桜友会 狛江子どもの家及び児童青少年部児童青少年課において、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行について、提出資料、関係帳票類の確認並びに関係職員からの説明を聴取して監査を実施した。その結果を以下に述べる。

国の認可保育所である社会福祉法人 桜友会 狛江子どもの家は、昭和61年4月に開設され、「思いやりと感謝の気持ちを持ったやさしい子になろう」、「丈夫な身体をつくろう」を保育目標に掲げて保育に取り組んでいる。

保育内容としては、多様化する保育ニーズに応えるため、0歳児から3歳児を保育し、11時間開所を基本とした早朝、夕刻の保育を実施している。また、年度ごとに保健計画を立て、年間を通じて、身長・体重測定、嘱託医による定期健診、嘱託歯科医による歯科健診なども実施している。更に月に1回の避難訓練を順守している。

今後も狛江市の保育を必要とする保護者の期待に応えられるよう努め、ますます多様化する保育ニーズに対応できる保育所運営に当たられることを願うものである。

なお、社会福祉法人 桜友会 狛江子どもの家において、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行については、適正に処理されているものと認められ、特に指摘する事項はない。

次に、児童青少年課において、補助対象事業に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められるものの、改善が望まれる事項及び意見等は次のとおりである。

- (1) 「平成21年度民間保育所運営費支弁及び市費補助金交付申請書」において「旧都基準」の欄の「対象事業費」及び「補助金等交付申請額」の金額、「平成21年度民間保育所運営費支弁及び市費補助金交付決定について」において「旧都基準」の交付決定額が誤って記載されている例が見受けられた。補助金交付申請書の受理の際には、添付書類との照合・確認は必須であり、適切な事務処理を行うよう努めていただきたい。
- (2) 狛江市民間保育所運営費支弁及び市費補助金交付要綱第7条第2項で規定されている職員研修費において、補助金の交付の時期が1ヶ月遅れていた。要綱に則った適切な時期の交付を徹底していただきたい。

- (3) 狛江市民間保育所運営費支弁及び市費補助金交付要綱第7条第1項で規定されている請求において、請求書の「国運営費」と「市費運営費」及び「地域区分」の欄の名称が誤って記載されている例が見受けられた。所定の様式の整備に努めていただきたい。
- (4) 市単独補助経費の「障がい児加算(その他の障がい児)」の交付において、障がい児加算としての適用が不規則である場合については、適用した理由を明確にした適正な交付事務を行うよう努めていただきたい。
- (5) 「平成20年度民間保育所運営費支弁及び市費補助金交付決定について」において、「国運営費」と「旧都基準」及び「市費運営費」の交付決定額を決定したが、その後の「平成20年度事業実績報告書」において、「国運営費」と「旧都基準」及び「市費運営費」の交付決定額が変更となった。このような場合には、補助金確定通知書の交付が必要である。補助金等交付規則等に則り、適切な事務処理を行うよう努めていただきたい。

最後に、狛江子どもの家において、現在、特別に配慮した対応を必要とする児童を保育しているが、来年3月には当該児童は卒園となる。今後、市立保育園に入所するのかどうかを、狛江子どもの家若しくは保護者に確認をするなどし、市立保育園に入園するのであれば、平成22年度予算を踏まえ当該児童のための施設改善、職員の対応などの予算措置が必要と思われる。なお、市立保育園に入園する場合には、当該児童への対処の仕方などを、狛江子どもの家の栄養士・調理員等から引継ぐ必要もあり、早急にその対応をお願いしたい。